



議案第十八号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正  
について

次のとおり三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十年三月十一日

三朝町長 松村 衛 成

昭和五拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を

改正する条例

三朝町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第

三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第二 年 報 酬 （第十二条関係）

階 級	年 報 酬	階 級	年 報 酬
団 長	五三〇〇〇円	分 団 長	六〇〇〇円
副 団 長	二一〇〇〇円	副 分 団 長	八五〇〇円
地 区 団 長	二一〇〇〇円	班 長	七五〇〇円
地 区 副 団 長	二一〇〇〇円	副 班 長	六五〇〇円
地 区 本 部 長	一五〇〇〇円	団 員	六〇〇〇円

別表二中「別表二費用弁償」を「別表二費用弁償（第十三条関係）」に、同表中「一、二〇〇〇円」を「一、六〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。